総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

ご寄附をありがとうございました

令和4年度下半期に次の方からご寄附・ご寄贈がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用します。

▼明治安田生命保険相互会社様
▼長嶋尊様
▼太陽ホールディングス株式会社様
▼太陽インキ製造株式会社様
▼山田達也様　▼小池純輝様
▼権田安子様　▼石田己和様（受付順）

その他匿名希望の方からも、多くのご寄附・ご寄贈をいただきました。

地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

Jアラートによる情報伝達訓練

地震や武力攻撃等に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達訓練を行います。

日時　6月7日(水)　11時

訓練方法　町内全ての防災行政無線から、音量で次の内容が放送されます。

放送内容　当日訓練の放送内容は次のとおりです。

①上りチャイム
②「これは、Jアラートのテストです」×3回
③「こちらはぼうさいらんざんです」
④下りチャイム

注意事項

▼放送内容の文言は、上記内容と若干異なる可能性があります。
▼大きな音量で放送されます。
▼当日は、他の市町村でも同時に、同内容の訓練放送を行います。
▼災害発生時や自然災害のおそれがある場合中止となることがあります。
▼この日程のほか、保守点検等により緊急に放送する場合があります。

税務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2153

5月は収税強化月間

町では、毎年5月と12月を収税強化月間とし、税務課職員を中心に各種税金等を滞納している方々のお宅を重点的に訪問します。期間中は、休日も訪問予定です。

町税等を滞納していると延滞金が加算され納付が困難になるばかりではなく、**納税者の意思に関わりなく滞納処分**（不動産・給与・預貯金等の差押）を受けるほか、社会的信用を失うなどの不利益を受けることにつながります。

令和5年度　納税カレンダー

納期月	税　目	期　別	納期限
5月	固定資産税 軽自動車税（種別割）	第1期 第1期	5月31日(水)
6月	町県民税	第1期	6月30日(金)
7月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第2期 第1期 第1期 第1期	7月31日(月)
8月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第2期	8月31日(木)
9月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期	10月2日(月)

納期月	税　目	期　別	納期限
10月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期 第4期 第4期 第4期	10月31日(火)
11月	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第5期	11月30日(木)
12月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第3期 第6期 第6期 第6期	12月25日(月)
1月	町県民税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第4期 第7期 第7期 第7期	令和6年 1月31日(水)
2月	固定資産税 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	第4期 第8期 第8期 第8期	2月29日(木)

問 税務課　TEL0493-62-2153

納税は便利な口座振替で

口座振替による納税は、指定された口座から納期ごとに自動的に引き落とされる方法です。

納め忘れることがなく、現金を持ち歩く必要もなく、一度手続きをすれば継続して利用できます。

口座振替のできる金融機関

▼埼玉縣信用金庫▼埼玉りそな銀行▼りそな銀行▼埼玉中央農業協同組合▼武蔵野銀行▼全国のゆうちょ銀行

申込方法　納税通知書・預金通帳・届出印鑑をお持ちになり、右記の金融機関の窓口にて「口座振替申込書」をご記入のうえお申し込みください。

納税がもっと便利・簡単に

今までご利用いただけなかったスマートフォン決済アプリやクレジットカード、全国のeL-QR対応金融機関でも納税が可能となります。

対象税目

▼町県民税▼固定資産税▼軽自動車税▼国民健康保険税

主なeL-QR対応金融機関

▼みずほ銀行▼三菱UFJ銀行▼三井住友銀行

主なスマートフォン対応決済アプリ

▼au PAY▼d払い▼楽天ペイ▼ファミペイ

クレジットカード対応ブランド

▼VISA▼Master▼JCB▼Diners Club▼American Express

※クレジットカード納付の場合は所定の利用料がかかります。

1万円まで37円（税別）、以降1万円ごとに75円（税別）。

インターネットバンキング　利用には事前に金融機関での登録が必要です。

口座振替（ダイレクト方式）　利用には、口座情報をeLTAXまたは地方税お支払サイトへ事前登録する必要があります。

ペイジー　利用には事前に地方税お支払サイトでペイジー番号を発行する必要があります。

※利用方法や最新の対応状況等は地方税お支払サイトをご覧ください。

支払サイトの使い方の問合せ

ヘルプデスク
TEL0570-080481

その他の問合せ

嵐山町役場税務課
TEL0493-62-2153

地方税お支払サイト

軽自動車税（種別割）の減免制度

障害に関する各種手帳をお持ちで一定の要件に該当する場合、軽自動車税を減免することができます。対象要件等はお問い合わせください。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送で申請を受け付けます。昨年申請を受けた方には減免申請書を郵送します。

減免を受ける場合は毎年申請が必要です。なお、減免車両は手帳をお持ちの方一人につき一台（普通自動車も含む）に限ります。

申込期限　5月31日(水)

必要書類

▼納税通知書▼障害手帳▼運転免許証▼印鑑▼マイナンバーがわかるもの

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

マイナンバーカード手続の特別開庁

～平日の時間内に来庁できない方へ～

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。（無料）

日時　5月13日(土)・27日(土)
9時～12時
5月18日(木)　17時15分～19時

予約方法　事前にお電話ください。

※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

こんな場合は保険証が使えません

国保に加入していても、次のようなときは保険証が使えませんので、ご注意ください。

病気とみなされないもの

▼健康診断、人間ドック（年齢により町からの助成があります。詳細は健康カレンダーをご覧ください）
▼予防注射▼美容整形、歯列矯正
▼正常な妊娠、出産
▼経済上の理由による妊娠中絶
▼軽度のシミ、アザ、わきが等

ほかの保険が使えるもの

▼業務上（仕事や通勤中）の病気やケガ
↓『労災保険の対象』になります
▼以前勤めていた職場の保険が使えるとき

第三者からの行為による病気やケガ

▼交通事故
▼他人の飼い犬にかまれた
▼飲食店で食中毒にあった等

※ただし、届出をすれば国保で治療することができます。事故等にあったら、まず役場へご相談ください。

保険給付が制限されるもの

▼けんか、泥酔などによるケガや病気
▼故意の事故・犯罪によるケガや病気
▼医師や国保の指示に従わないとき